

平成29年10月3日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時0分 開議)

(出席議員 16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	増 田 廣 樹
企画財政課ふるさと創生室長	出 崎 茂 男
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
富来病院事務長	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

- 日 程 第 1 町長追加提出 議案第77号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 2 町長提出 報告第17号ないし第21号、議案第51号ないし第76号及び認定1号ないし第12号並びに町政一般 (質疑、質問)
- 日 程 第 3 町長提出 報告第21号、議案第51号ないし第76号及び認定1号ないし第12号並びに請願第5号ないし第6号 (委員会付託)

---

( 開 議 )

**南政夫議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 町長追加提出 議案第77号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

**南政夫議長** 日程に入り、本日町長から追加提出のありました議案第77号 平成29年度

志賀町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 去る9月26日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた案件についてご説明を申し上げます。

議案第77号 平成29年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、去る9月28日に衆議院が解散され、10月22日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることになったことに伴い、必要経費を補正するものであります。

以上、追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては慎重なるご審議の上適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

---

（ 質 疑 ）

**南政夫議長** これより、本案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

（ 委 員 会 付 託 の 省 略 ）

**南政夫議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

（ 討 論 ）

**南政夫議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

-----  
( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今の議案第77号の可決により、本案と議案第51号 平成29年度志賀町一般会計補正予算(第3号)についてとの間で、字句、数字の整理が必要となります。

よって、会議規則第45条の規定により、整理を議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり、字句、数字の整理は、議長に委任することに決しました。

---

**日程第2 町長提出 報告第17号ないし第21号、議案第51号ないし第76号及び認定第1号  
ないし第12号並びに町政一般(質疑、質問)**

**南政夫議長** 次に、町長から提出のありました報告第17号ないし第21号、議案第51号ないし第76号及び認定第1号ないし第12号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁も含め概ね30分以内とします。

それでは発言を許します。

はい、2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。2番 福田晃悦です。まずは、小泉町長におかれましては、先に行われました町長選挙で見事再選を果たされたことを心よりお祝い申し上げます。3期目が始まり初めての答弁ですので、前向きな答弁をご期待申し上げます。私の質問に入らせていただきます。

まず、最初の質問です。志賀町体育施設の今後の改修計画についてです。我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、本町も含め地方自治体においては厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されております。

これらを踏まえ、自治体は早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今、推進されている国土強靱化に資するものであります。

平成26年4月22日付総務省第74号総務大臣通知、公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進についてにより、公共施設等総合管理計画の策定を自治体に要請し、策定に当たっての指針が示されております。この中で、公共施設の実態把握及び総合管理計画の策定・見直しの項目で、本計画は必ずしもすべての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提にしたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設の建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等の状況における取り組みやその履歴等を整理し策定するものとされており、また、本計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて見直しを実施し順次充実させていくことが適当であることと示されております。

さらに、議会や住民との情報共有ということで、公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施

設の老朽化対策を行う事業実施段階においてのみならず、計画策定段階においても、議会や住民の十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいとされており、

さらに、数値目標の設定として、住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすことから、計画の実効性を確保するために、計画期間における公共施設の数、延べ床面積に関する目標やトータルコストの縮小・平準化に関する目標などについて、できる限り数値化目標を設定するなど、目標の定量化に努めることも明記されております。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることはなく、公共施設の全体を対象とすることが望ましいことが、この計画に網羅されております。本町においても建築年度からかなり年月が経過し、改修・改築を必要としている施設が複数あると思われませんが、高度成長期に集中的に整備された体育施設も含めた公共施設は一気に更新時期を迎え、財政の重荷となると予想されます。

石川県がまとめた県有施設の本計画案によると、建築後30年以上の建築物は昨年度末で53パーセントを占め、道路などを含めた建設改修費用は、今後30年間で8,315億円に上ると試算されております。莫大な費用がかかる体育施設などの公共施設の改修・更新に長期間を要することはやむを得ないとはいえ、早急に対策を講じなければいけない施設から優先的に順位をつけ改修計画を講じていくべきと考えます。

本町において改修事業を念頭に置いた数値目標も含めた計画、具体的な改修事業推進を取りまとめた公共施設等総合管理計画の現在の策定状況と、様々な行事イベントで利用頻度が高い町内の体育施設について更新期が経過している、又は更新の必要がある等改修すべきものは計画をもって取り掛かるべきと考えますが、町長のお考え方をお伺いいたします。

次の質問です。県立志賀高校のスクールバス運用についてです。

先の議会全員協議会での説明でもあったとおり、志賀高校では平成30年度より昼食提供が開始され、県内で初めてともいえる取り組みであると聞いております。育ち盛りの高校生の食を町が支えることは画期的な取り組みといえ、次年度高校受験を控える親御さんからも非常に有難いことだとの声も実際、私は聞かれました。また、町内の小・中学生を対象とした2人目からのお子さんの給食費免除や、これはまだ、設置された子ども子育て委員会の答申待ちと思われませんが、少子化

が進み既存建屋の老朽化が問題となっている町内保育園の統廃合への取り組みなど、これから町を担っていく子ども・若者への手厚い施策は他の自治体にはない強みとなり、まさに能登ナンバーワンの町を公約に掲げた小泉町長らしい姿勢と感じます。

志賀高校の話に戻りますが、そのような中で、現在、志賀高校で他の大きな課題として挙げられるのは、やはり生徒の足の問題であると多く声が聞かれます。現在、町からの支援としては、月5,000円の定期購入の通学補助や富来地区のバス路線廃止対象地域・乗継困難地区のバス路線の代替運行を行っておりますが、私立高校のようなスクールバスで町内全域とはいかないまでも、通学が困難な路線だけでも通学バスの運用を検討していくべきと考えます。

あくまで、例として挙げられる方法としては、町若しくは高校所有のバスを使い、運転者の雇入れ若しくはシルバー人材センター等への有資格者を有する事業者への運転業務委託や、1台からでも運行可能な、運行依頼者と事業者で特定の契約に則った、法定料金の制約を受けない特定旅客での運行などが挙げられます。地元の高校存続のために、また、地元の高校へ通おうとする子どもたちの背中を支えるためにも、志賀高校でのスクールバス運用の検討を行うべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。以上で私の質問を終わります。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、志賀町体育施設の今後の改修計画についてであります。

本町では、今後の財政運営がますます厳しくなることが見込まれる中、体育施設だけではなく、過去に建設された公共施設の更新時期を迎えつつあります。そこで、町では昨年度公共施設やインフラ資産についての全体像を把握し、中長期的な視点で財政負担の軽減と平準化を図りながら、老朽化した施設の更新や統廃合、長寿命化対策などを実施していくため、志賀町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。今後は、各施設の個別施設計画を策定し、体育施設や福祉施設など各分野にわたっての数値目標を設定する予定であります。

また、個別施設計画に基づいた施設の改修や統廃合を行っていくためには多額の経費を必要とすることから、先般の6月定例会において条例を制定した公共施

設等整備基金を活用し、施設整備に充当していきたいと考えております。

さて、ご質問の体育施設については本町ではグラウンドを含め14か所の体育施設を保有しており、利用者の利便性や安全性を考慮し適正な管理計画に努めておりますが、老朽化等により改修を要する施設が多数あり、これまでも改修を実施してきたところであります。

平成26年には富来B&G海洋センターフレアの大規模改修、そして、去年は総合武道館の大規模改修を行ったところであります。また、今回の補正予算では経年劣化した陸上競技場のトラックレーンを改修するため、設計委託料を計上させていただきました。町としては、今後も人口減少少子高齢化を見据え適正な公共サービスの提供と健全な施設運営を行っていくため、優先度の高いものから計画的に更新や統廃合、長寿命化対策を実施していきたいと考えております。

次に、志賀高校のスクールバス運用についてであります。

本町では、志賀高校の教育振興会を通して就学の促進、保護者の経済的負担を軽減することを目的に、バス通学の生徒に対しては月額5,000円を上限として補助金を交付し、バスの乗り継ぎが困難な地域の生徒には貸切バスを運行することで支援を行っております。なお、羽咋市や七尾市などから通学する生徒もおり、昨年度からは町内だけではなく町外の生徒に対しても同様に通学費補助金を交付することで、志賀高校に就学しやすい環境づくりに努めております。

議員ご質問のスクールバスを運行することについては、経路が多岐にわたり現生徒での試算で町内だけでも4ルートが必要となり多額の経費を要することや、生徒が民間バスに乗らないことで既存の路線が廃止となる怖れがあることから、現在のところ志賀高校のスクールバス運行は考えておりません。以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第3回定例会にあたり7点について質問をさせていただきます。

まず初めに、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

少子化対策の強化が叫ばれている中、2014年9月石川県議会において谷本知事より子どもの医療費助成について、現物支給、いわゆる窓口無料の方向でとの答

弁があつて以来、県内各地で窓口無料化を進める動きが一気に広がりました。9月時点では、県内19市町中14市町は18歳まで窓口無料化とし、3市町では500円のワンコインで受診できるように広がりました。そんな中、残るところ七尾市と本町だけが一旦窓口で支払う、いわゆる償還払いのままです。子育て世帯が子育て支援策の自治体比較をやって、住む市や町を決めたという話も聞きます。当然、子どもの医療費窓口無料の話も出ているようであります。

町長の公約、雇用確保、移住定住促進、そして切れ目のない子育て支援とおっしゃるのであれば、子育て支援策の決定版、子どもの医療費窓口無料化に一刻も早く踏み出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、病児保育についてであります。

以前、他議員からも提案されていましたが、子どもを安心して働きながら育てられる、預けられる保育所をとということで、まずは病児保育を実施していただきたいと思います。幸い本町は、富来病院と志賀クリニックに小児科外来が設置されています。急に子どもの具合が悪くなっても、仕事を抜けることができないとする保護者が増えている中、看護師の配置や小児科外来との連携などによる本町での病児保育、子育て支援策を求めるものであります。

次に、下水道料金の改定についてであります。

本町合併時の協定書によれば、本町の下水道整備が完了する翌年度を目途に、旧志賀地域の下水道料金、下水道分担金を旧富来町の例により調整するとあります。本年、工事が完了ということで、来年度から下水道料金は一般的なご家庭で約2倍に、下水道加入時の分担金は20万円から30万円に跳ね上がります。この間、年金は削られ続け、いよいよ消費税も最初から社会保障に使うと言いながら、ほとんど大企業減税の穴埋めにされてきましたが、再来年2019年10月からの10パーセントへの増税は必ず実行とのこと。それらを重ねますと、下水道料金の倍増はあまりにも重くのしかかるものであります。

町民の老後への不安、また、子育て中の一番水を使う世帯への痛打となり、まさに、子育ても老後も安心な町づくりとは真逆の施策となってきます。本町の財政は立派に黒字です。旧志賀地域の下水道料金の値上げは中止して、逆に高い旧富来地域の下水道料金を値下げすべきだと思います。そのための必要額は約3,300万円あれば可能です。ぜひ実現すべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、町内各区における掲示板についてであります。

今現在、町内各区における掲示板につきましては、農村部においては石川県農業共済組合からの提供によるものや地元の方からのご寄付によるもの、集会所新築時に合わせて新併設のものなど様々です。ただ昨今は、農済からの提供による掲示板の腐食が見受けられ、安全面での不安があります。そしてまた、農済からの新たな掲示板の提供もありません。掲示板は、やはり町や区の広報手段として大切なものと思います。したがって、今後の新設や補修については、町の補助制度を設けてはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、国道249号線堀松交差点右折用信号の設置についてであります。

現在、国道249号線堀松交差点は、朝の通勤時に富来方面から高浜町方面へ向かう際、西山インター方面から真直ぐ中核工業団地等に向かう車の列により、右折が非常に困難なため、交通安全確保の上からも右折専用の矢印信号の設置を強く要請することを求めるものであります。

6点目は、大型風力発電建設計画についてであります。電力小売業、株式会社ループが、輪島市門前町から本町にかけて大型の風力発電施設の建設を計画している中、先月環境影響などを記した計画段階環境配慮書の縦覧と町民の意見、いわゆるパブリックコメントを募っていますが、今後、原発や火発に替わるエネルギーとして、地球温暖化防止上からも、接続可能な地域発展のためにも、自然再生エネルギーの導入は喫緊の課題です。しかし、だからと言って、無条件で受け入れられるものではありません。少なくとも一つには、住民の生命、生活、健康を引き換えとする開発は許されません。二つ目には、景観や鳥など生物への影響など全体的な考慮が必要と思います。したがって、町としても業者に対して、地元説明会を繰り返し行い、しっかり要望・意見を聞き、あくまでも地元の理解の上での共存共栄の建設をするよう求めていると思います。

最後に、志賀原発事故時におけるSPEEDIの活用についてであります。原発事故時に放射性物質の拡散を予測する、国の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、いわゆるSPEEDIの活用に関して、政府は国としてシステムを活用しないとしつつ、自治体による独自使用は認めている中、石川県は活用する予定がないとしています。福井、静岡、新潟の3県は、避難方向の検討に使えるなどと利点を挙げ、それぞれ、今後も活用したいとしています。町民の安

全な避難を担うべく、本町として、日本気象学会も予測は有効と推奨している緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムSPEEDIの活用を、国にも県にも強く求めるべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたしまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、大型風力発電建設計画についてであります。

この事業は、東京都文京区に本社を置く株式会社ループが、輪島市門前町から本町の富来地域にかけて風力発電機の設置を計画しているもので、最大30基、最大出力10万2,000キロワットを想定した大規模な事業計画であります。

去る8月31日から9月29日にかけて、事業者において最初の手続きとして、環境保全上の見地から地域住民の意見を求めるため、仮称、西能登ウィンドファームに係る計画段階配慮書の縦覧が行われたところであります。また、石川県からは事業者に対する知事意見を取りまとめるため、関係する本町及び輪島市に環境保全上の見地からの意見が求められております。本町では、騒音・振動、文化遺産、景観及び動植物の対策等、10項目の意見を述べるとともに、地域住民が事業概要や環境への影響等の理解を深める説明会の実施を求めています。

さらに、今後の手続きの中でも、環境影響評価方法書及び準備書の段階で住民への説明会の開催が義務化されており、町としては地域住民への丁寧な説明とともに、生活環境への影響を回避、低減するよう強く求めていきたいと考えております。

次に、志賀原発事故時におけるSPEEDIの活用についてであります。SPEEDIは、原子力発電所事故時に放射性物質の拡散を予測するシステムであります。政府では、自治体の判断に基づく住民避難への活用を容認する方針を示しておりますが、他方、原子力規制委員会では、原子力災害時に、いつ、どの程度の放射性物質の放出があるかなどを把握することや気象予測の持つ不確かさを排除することは不可能であり、かえって被ばくのリスクを高めかねないことから、住民避難等の防護措置の判断にSPEEDIを使用しないことを決定しています。石川県においても、原子力災害対策指針の改正を踏まえ、平成27年5月に地域防

災計画を修正しSPEEDIを使用しないこととしております。本町としては、現時点では詳細が不明で町独自の判断は難しいこともありますし、万が一、原子力災害時には、何より住民の安全を最優先に考え放射性物質の放出や拡散前に全町避難を行いますので、SPEEDIを活用することは考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いをいたします。

**南政夫議長** 新田総務課長。

**新田辰巳総務課長** はい。

中谷議員の町内各区における掲示板についてのご質問にお答えいたします。

町民の皆様への町からの行政情報の広報につきましては、防災行政無線での放送のほか、区長さんを通じ、広報しかや回覧板を配付するなどしてお知らせしているところでもあります。また、地区の行事などについては、区長さんや公民館長さんが直接防災行政無線で放送し、区民の皆様へお知らせしている集落もございます。

ご質問にありました農業共済組合から提供された掲示板につきましては、平成8年に中能登農業共済組合が発足する際に、共済加入者のいる集落に対し各種の共済情報をお知らせするために支給されたもので、各集落においてそれぞれ設置されたものとお聞きをしております。掲示板の設置から20年以上が経過し、腐食し傷んでいるとのことでありますが、現在のところ本町におきましては、集落における掲示板の新設や補修に対する助成制度はございませんので、今後、各集落での設置状況や利用実態等を確認した上で、その必要性を検討していきたいと考えております。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、子ども医療費窓口無料化についてであります。

本町が子どもの医療費窓口無料化を実施しない理由は2つあります。

1つ目の理由として、県内のすべての病院・医療機関が窓口無料化に対応しているわけではないからであります。例えば、町民の方が無料だと思って町外の病院を受診しても、窓口無料化に対応していない病院では治療費を請求されること

で、手続きの違いから混乱が生じる場合もあります。すでに窓口無料化を実施している他の自治体においても、市内・町内のすべての医療機関が対応しているわけではなく、申請による償還払いはなくなつてはいません。病院等、医療機関の協力があつて成り立つ事業であるため、町としては県内すべての医療機関が窓口無料化の対応を行い安心して受診ができる体制とならないことには、実施できないものと考えております。

2つ目に費用の問題です。すでに実施している自治体の実績を見ますと、実施前に比べてすべての自治体で医療費が大きく増えており、中には2倍以上になつた市・町がいくつもあります。本町の平成28年度の乳幼児・児童医療費助成額は約5,000万円でしたが、こうした他市町の実績を参考にしますと、窓口無料化を実施した場合2倍の1億円ほどになり、現在よりも5,000万円ほど助成額が増えるものと思つております。

さらに、医療費のデータ管理をしている団体からデータ提供を受けるための委託料が発生することになり、初年度はシステム改修と併せて約2,000万円、次年度以降も毎年1,500万円ほどの委託料がかかることとなります。就学前の子どもの医療費に対しては、県の補助が1,000万円ほど見込めますが、それを差し引いても現在よりも、毎年5,000万円以上の費用が多くかかるものと見込まれます。本町の場合は申請が必要となりますが、18歳まで子どもの医療費は自己負担なく全額無料となっております。県内の他市町では全額無料の対象が15歳までであったり、自己負担が必要な自治体もあります。

このことから考えても、本町が決して他市町に比べ劣っているとは思っておりません。窓口無料化をすることによって、保護者の一時的な負担は抑えられるものの病院や医療機関が無料でサービスをしてきているわけではなく、その費用を税金によって賄うことで他の行政サービスを諦めなければならないこととなります。

こうしたことから、本町では窓口無料化を実施するよりも、実施した場合に増額となる費用相当分を、例えば今年度から実施している小・中学校での多子世帯給食費無料化のような別の子育て支援事業に充当していきたいと考えております。先の6月定例会では、妊娠しても流産を繰り返す不育症の治療費の助成についての一般質問があり、町長は来年度の実施に向けて検討するとお答えをしたところ

であります。窓口無料化を検討する前に、今後もこうした出産や子育てに対する新たな支援を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、病児保育についてであります。

このことについては、議員ご発言のとおり、平成26年9月議会において福田議員からもご質問があったところであります。その時にもお答えをしておりますが、富来病院及び志賀クリニックでの病児保育の実施につきましては、早朝からの長時間対応に伴う保育士や看護師、医師などの人材確保、病気の流行状況や季節による利用変動などの理由から、現状では大変難しいものと思っております。しかしながら本町では、保護者が安心して子育てできるようにファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域での育児の相互援助を支援しており、現在、依頼会員が105名、協力会員が51名登録されております。主な援助としては保育施設への送迎や病児の預かりですが、保護者の急用時における児童の預かりもできますのでご利用いただきたいと思います。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 荒川環境安全課長。

**荒川仁環境安全課長** はい、議長。

中谷議員の国道249号線堀松交差点右折用信号の設置についてのご質問にお答えをいたします。平成25年3月のと里山海道の全線無料化以降、特に朝の通勤時に西山インターから中核工業団地等へ向かう車両により、国道249号富来方面から高浜方面への右折に時間を要する状況となっていることは承知をしております。

また、6月に開催をしました熊野地区のタウンミーティングにおいても、同様の要望があったところであります。町としましては、羽咋警察署に朝夕の通勤時の車両の通行状況等について調査を依頼したところであり、昨日現地調査を行っていただいております。また、今月12日には、羽咋警察署のほか、県、町も参加する町交通安全協会主催の道路診断が実施されますので、この場において有効な対策を要請したいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 関田まち整備課長。

**関田勝行まち整備課長** はい、議長。

中谷議員の下水道料金の改定についてのご質問にお答えいたします。

下水道料金の改定につきましては、本年6月の定例会の一般質問でもお答えしておりますが、下水道使用料は、志賀地域において使用水量により1.3倍から2倍となり、水道使用料金と合わせた上下水道使用料金は約1.2倍になります。加入分担金については、今後新たに下水道に加入する場合にのみ発生するものであり、すべての町民の方が負担増となるものではありません。

また、合併協定書における上下水道使用料金の調整は、水道料金は5年前倒しし、平成22年6月から安い方の志賀地域に合わせており、下水道料金については2年先延ばしして、平成30年度から高い方の富来地域に合わせるものであります。平成28年度の下水道事業への一般会計からの繰入金は6億2,400万円となっており、今後も下水道施設の老朽化などによる設備更新を進めていく必要がある一方で、使用量の減による収入の減少も見込まれ、繰入金はますます増加するものと懸念されており、合併協定どおりの内容で改定したいと考えております。

料金を改定することにより町民の皆様にご負担をおかけすることになりますが、改定後の料金は近隣市町と比較しても安価であることや、合併後10年を経過しても料金が均一化されていない状況であることをご理解いただきたいと考えております。町民の皆様への周知につきましては、11月に志賀地域で地区ごとに説明会を開催するとともに、広報しかやケーブルテレビなどにより広報活動を丁寧に行い、理解を求めていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 2点について再質問をさせていただきます。

まず一つは、子どもの医療費窓口無料化についてであります。

県内すべての医療機関が対応していないとおっしゃいますが、無料化になれば対応する病院を選択すると思います。ぜひ実施していただいて、喘息やインフルエンザ、肺炎など早めの安心の外来診療で入院を防いでもらうことが必要だと思います。子どもの医療費窓口無料化の最大の眼目は、入院を防ぐことにあります。必要経費は約2,000万円ですが、本町財政調整基金36億円の、ほんの一部の取り崩しでできます。いかがでしょうか。

2点目は、旧志賀地域の下水道料金の値上げですが、これも旧富来地域の料金

を逆に値下げするための財源は財政調整基金、いわゆる、こういうときのために貯めている基金36億円の、ほんの一部の取り崩しで実現可能です。そして、私が思うには、こういう公共料金の値上げというのは、別の言い方をすれば税金の二重取りになります。このようなことは決してやってはならないと思います。ぜひご決断を求めるものであります。以上です。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 中谷議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども担当課長から説明がありましたけれども、まずは子育ての窓口無料ですか、窓口の無料化の質問でありますけれども、本町では窓口無料化を実施するよりも、実施した場合に増額となる費用分担相当を小中学校での多子世帯給食費無料化のような別の子育て支援事業に充当をしていきたいと考えておりますので、このままいかせていただきたいと思っております。

また、下水道料金の改定についての再質問でありますけれども、これも課長が答弁しましたけれども、平成28年度の下水道事業への一般会計からの繰入金金は6億2,400万円と多額となっており、今後も下水道施設の老朽化等による施設更新を進めていく必要がある一方で、使用量の減による収入の減少も見込まれ、繰入金金はますます増加するものと懸念されており、議員の皆さんでお決めになられた合併協定書のとおりの内容で改定をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、中谷議員の再質問の答弁といたします。

(午前10時50分 下池外巳造議員退室)

(出席議員 15名)

**南政夫議長** 6番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

おはようございます。私のほうからは大きく2点にわたって質問していきます。

1点目ですが、大熊町震災記録誌を分析し学ぶべきではないかという質問であります。

7月29、30日と、3年ぶり5度目の福島の実地視察をすることができました。毎年定点観測で、特定の場所の現状や復興の足跡を視察しておきたいという私の思いは実現できませんが、3年ぶり3度目の飯舘村を視察することができました。

飯舘村へは福島市内より川俣町を経て、村役場の職員の案内で入りました。途中、川俣町では今年3月に避難指示が解除され、復興拠点商業施設として整備された山木屋地区とんやの郷を視察しました。なお、山木屋地区は、川俣町で唯一強制避難地区となった地区です。飯舘村では、浪江町に隣接する長泥地区以外は今年3月に避難が解除されています。長泥地区に入るには、特別許可書を得て検問所を通過しなければならず、当日は村役場の職員が事前に許可書を申請していましたので、15分ほどでしたが長泥地区にも足を踏み入れました。

飯舘村では、水田は草刈りがされていましたが作付けはいまだにできず、今後の見通しも立っていないようです。幹線道路沿いには、フレコンバッグに表土を削った汚染土壌等が詰められ山積みされた箇所が、あちこちに見られます。前回との違いと言えば、フレコンバッグにビニールシートがかけられていたことくらいです。事故時から見れば、寿命の短い放射能の減衰が進み、除染をしたこともあって線量は下がっています。だが、避難指示解除の判断基準は年20ミリシーベルト。一般人の法令基準である年1ミリシーベルトを超える被曝が懸念されています。年5ミリシーベルトは放射線管理区域で、通常18歳未満や妊婦の立ち入りが制限される区域とされ、飲食の禁止もされる地域となります。

役場職員の報告では、村役場は再開されたが職員は全員、福島市内より1時間近くかけて通勤しているとのこと。村で1軒だけ再開された食堂の前を通ることができましたが、日曜日の昼食時でしたが閑散としていました。飯舘村も他の自治体と同様に帰還する人は少なく、1割という厳しい現実があります。これは6年半を経過して避難解除がされた自治体の話ですが、今年7月に立ち入り禁止区域の大熊町に里帰りした人の話では、実家の様子を見に帰るにも防護服を着て行かなければならず、玄関は草が生い茂りたどり着けなかったと言います。

(午前10時54分 下池外巳造議員入室)

(出席議員 16名)

この8月に、私は全町避難を余儀なくされた大熊町が発行した大熊町震災記録誌福島第1原発立地町からという、170ページに及ぶ大熊町の報告書を手に入れることができました。今年3月に発行されており環境安全課にも置いてありますが、町長も既に読んでいると思いますが、読まれたでしょうか。

福島原発事故関係の本や資料は膨大な数になりますが、原発立地自治体がまと

めた被害の報告だけに貴重な報告書であり、この貴重な報告書から学ばない手はないと思います。環境安全課だけではなく、町職員や防災関係の団体の皆さんも記録誌の情報を共有すべきだと思います。緊急時には、全職員が関係団体と協力して対処しなければならないことは今更言うまでもないことだからです。

報告書では、冒頭に渡辺町長が発刊に当たって、原発は安全という考え方が染みつき、誘致当初あった危険性への認識も薄れてしまったこと、原発の安全神話を過信していたことを何よりの反省点として挙げています。さらに、事故時には確たる情報がなく、主な情報源はテレビであったこと、役場職員自身も被災し、家族の所在確認もままならない中で、毎日朝5時より深夜2時までその業務に当たっていたこと、そして、6年という月日は町民にとってただ帰還を待つには長すぎたことを町長は書いています。

最後は、復興に対する希望でまとめていますが、いまだに帰還困難区域として帰還は果たせず、いつ帰れるかわからず、帰還できたとしても、その帰還率と実態は先に帰還した自治体の状況を見れば察しがつこうと言うものです。放射線への不安から生活基盤が避難先に根付いたりする若者の帰還は進まず、避難指示が解除された区域での居住者の65パーセント以上が高齢者という実態があります。

そこで質問です。この記録誌は原発立地自治体の被災記録の実態がまとめられているだけに、さまざまな示唆に富んだものと私は受け止めています。緊急時には職員全員で対処することが求められますが、町として、この記録誌をきちんと受け止め、あらゆる分野から分析し、職員全員で共有すべき作業をしていくことが原発立地自治体として必要だと思います。事故に対処した役場職員や関係者の証言も多く載せられていますので、その取り組みをすべきと思いますが、町長の考えをお聞きします。

次に、福島県原発立地自治体首長の皆さんの報告は会議等で直接お聞ききしていると思いますが、百聞は一見にしかずと言いますが、自分の五感で現地の被害状況を確認することも大事だと思います。そこで、時間を作って現地を視察する気持ちがあるかどうかお聞きします。

次に、大きな2番目といたしまして、志賀町健康づくり推進事業について伺います。

7月21日に、金沢大学大学院先進予防医学研究科より中村教授らを迎えて、議

会で志賀町健康づくり推進事業についての報告を受ける機会を得ました。推進事業の概要やこれまでの調査と調査の結果等について報告を受け、この事業の持つ意義を理解してきたところでもあります。この事業が始まった平成23年時は公衆衛生学教室と志賀町の協定であったが、5年後の28年では先進予防医学研究科と新たな協定を結び、将来は、研究室レベルから大学総体として金沢大学と町との協定にしていきたいという意向であると中村教授よりお聞きしました。10年、20年の長いお付き合いにしたいという意向です。町民の乳幼児から高齢者までの検診データを分析し、町民の健康づくりをサポートする体制にもなるシステムと理解しました。報告の中でも、今後の志賀町と大学との連携が強力になされれば、保健・医療・介護事業の分野においては、中村教授の言われるように志賀町を日本一健康な町にするというコメントも、日本一かどうかは別にしても達成できる可能性があるのではないかと思います。

報告で示された項目に、これからの事業構想という項目があり、3点挙げられています。重要な項目だと思います。細部までここでは述べませんが大きな課題として、1として、保健・医療・介護データの分析プラットフォームの構想、2番目に医療費・介護給付費の予測検証、3番目に医療・保健医療・介護事業の施策作成支援が挙げられています。

そこで質問に移ります。大学としての考え方は理解しましたが、それでは町としてこの事業にどのような関わり方をこれまでできて、今後主体的にどう関わっていくのかという姿勢が今ひとつ見えてきません。今までに説明もなかったように思いますが、今後の関わり方についてお聞きします。

2番目に、町長は先の選挙で地域包括ケアシステムの確立を重点項目に入れています。また、先の提案理由説明でも述べています。大学の報告でもこれからの事業の構想で、保健・医療・介護事業の作成支援を挙げています。町長の考えと大学の今後の構想には相関性もかなりあるのではないかと思います。具体的な構想について示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、町には福祉計画の策定などありますが、今後は大学との連携を深めながら事業を推進していけば計画策定においては、これまでのように外部委託する必要はなくなると思います。検診等を含めて志賀町と深い関わりとなる金沢大学との協力で、より志賀町に適した長期計画が自前で作成できると思いますが、そ

のような考えはお持ちでしょうか。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

(午前11時01分 久木拓栄議員退室)

(出席議員 15名)

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の大熊町の震災記録誌から学ぶことについてのご質問にお答えをいたします。

大熊町の記録誌はまだ読んでおられません。平成26年2月に全国原子力発電所所在市町村協議会の事業の一環で、当時の富澤議長とともに、檜葉、富岡、大熊、双葉の4町を視察し、各町から震災発生時の状況や復興に向けての取り組みをお聞きし、また、平成27年10月には福島県いわき市で、大熊町長や双葉町長とも意見交換をし、当時の状況などについてお聞きをしております。また、この中で大熊町の渡辺町長から町の復興に全力を挙げるとした力強い意志を感じ取れたことを記憶しております。堂下議員の提案である記録誌を活用していく取り組みとして、大熊町のホームページに震災記録誌がアップされていたので、早速町長名で全職員に対し、閲覧を促したところであります。

今後とも、このような取り組みを通し職員間の情報共有とともに、防災意識の高揚を図っていきたいと考えております。なお、被災地の視察につきましては、以前視察をしてから3年半が経過をしており、この間の復興への取り組みについてこの目で確認したいという気持ちもありますので、機会があれば視察をしたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。なお、志賀町健康づくり推進事業についてのご質問は、担当課長から答弁させますので、よろしく願いをいたします。

**南政夫議長** 川畑健康福祉課長。

**川畑智健康福祉課長** はい、議長。

堂下議員の志賀町健康づくり推進事業についてのご質問にお答えいたします。

健康づくり推進事業は、平成23年度から27年度までを第1期として、東増穂、堀松の2地区をモデル地区とし、町が金沢大学と連携協定を結び推進してきまし

た。また、昨年度は新たに平成32年度までの5年間で第2期として、富来と土田の2地区を新たなモデル地区として追加し、町が金沢大学大学院と連携協定を結び健康づくり事業に取り組んでおります。具体的には、生活環境におけるアンケート調査やスーパー予防医学検診を実施して、食生活を含めた生活習慣の改善などを推進することで、健康寿命の延伸と医療費の適正化に向け取り組んでいるところであります。

健康づくりは、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的かつ具体的に取り組むことが大切であります。セルフケアだけでは継続した健康管理が難しいことから、地域ぐるみでの健康づくりを推進しているところであります。

(午前11時05分 久木拓栄議員入室)

(出席議員 16名)

また、行政と地域、関係団体が連携をするために、志賀町健康づくり推進協議会を設立し、金沢大学大学院の連携事業に関係する方々にはその協議会の委員になっていただき、互いに連携を取りながら健康づくり事業に取り組んでいるところであります。

ご質問の、今後どう関わっていくかについてであります。これまでは金沢大学大学院との連携事業が円滑に推進できるような体制づくりを主体に、アンケート調査や検診結果により、治療が必要と思われる人には大学と連携しながら再検査を勧奨するなど、重症化防止に努めてきました。今後も、大学との連携事業を長期的に推進する上で重要な課題等については志賀町健康づくり推進協議会に諮り、関係団体がそれぞれの立場で連携・協力しながら、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を基本的な取り組みとし、重症化予防及び介護予防につながる健康づくりを推進していきたいと考えております。

次に、志賀町健康づくり推進事業と地域包括ケアシステムの相関性についてであります。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するために、心身機能の状態や生活環境の変化に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて提供することです。このためには、医療と介護の連携は最重要課題となっております。今回の金沢大学大学院との連携事業では、健康情報や疾病情報に加え、医療費と介護給

付費情報に関するデータベースも加えて、住民の健康状態を把握することとしております。

また、病気になってから治すよりも、未病を癒すといった病気の原因となる生活習慣を改善する方がより効果的であることから、医学的見地からの予防医療と介護事業が行う介護予防教室などを同時に取り組むことで、効果的な事業が推進できるものと考えております。このような観点から、連携事業による健康づくりは地域包括ケアシステムを確立する上での重要な事業と捉えており、今後も互いに協力し、住民の健康づくりに努めていきたいと考えております。

最後に、計画策定における大学との連携についてであります。現在、町では本年度に計画期間が満了となる高齢者福祉計画や介護保険事業計画について、新たな計画の策定作業を進めております。策定にあたっては、現状把握や住民意見を反映するためにアンケート調査を行っており、調査書作成から配布・収集、集計作業、取りまとめ印刷など比較的単純な作業については、コンサルタント事業者業務委託を行っております。

また、策定委員会を組織し意見集約を行っておりますが、委員には、身近な地域の実情を把握している方の意見が重要であると考え、町内の介護施設や医療機関など専門分野の委員を選任し、議員提案の大学との協力については間接的な協力をお願いしていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 6番 堂下健一君。

**堂下健一議員** 2点ほど再質問をいたします。

1点目ですけど、職員の皆さんに、震災記録誌の閲覧なり学習を提案したことは大いに評価しますが、町長が残念ながら読んでいないということは、やっぱり、本人が読んで皆さんにこの点をどうかという宿題も含めてされたらどうかと思うんですけども。それと、大学との関係でありますけど、せっかく大学のほうから日本一健康な町にしたいという意気込みを言っておられるわけですから、町長から今回、提案理由説明にもありましたけども、そういう中で一言あってもいいんじゃないかと思えますんで、お願いいたします。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども言いましたけれども、私、まだ読んでいないということは本当に申し訳ないと思っておりましたが、職員の皆さんに閲覧を促したところであり、私も早速読ませていただきたいと思いますと思いますけれども、私も選挙等いろいろありまして大変忙しかったということだけのご理解を願いたいと思います。

次にですね、志賀町の健康づくり推進事業についての再質問でありますけれども、私自身、今回の町長選挙の選挙公約や今定例会の提案理由にも地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みについて述べさせていただきましたが、堂下議員が言われるとおり、地域包括ケアシステムの確立と金沢大学大学院との健康づくりには相関性があると考えております。

詳細な内容につきましては、先ほど担当課長から説明があったとおりでありますけれども、金沢大学大学院との連携による医学的見地からの健康づくりと介護事業が行う介護予防教室など一体的に取り組むことで、両論での健康づくりが推進できるものと考えております。

今後、金沢大学とはしっかりと相互に連携を取りながら町民の健康づくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、堂下議員の再質問への答弁といたします。

**南政夫議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

おはようございます。4番 南正紀です。

先の町長選を見事勝ち抜き、今後4年間の当町のかじを取ることであった小泉町長に心からお祝い申し上げますとともに、今回もこの場に立たせていただく機会を与えていただいた町民の皆様に感謝申し上げ、通告に従い質問いたします。

最初に、住民からの意見聴取についてお聞きいたします。平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方自治体の役割の重点は、国や都道府県の包括的な指揮監督に従い確実に事務を処理することから、自らの責任と判断で地域・住民のニーズに主体的に対応していくことに転換していくことが求められています。

また、いわゆる三位一体の改革の推進によって、財源的にも地方自治体の自律性が高まることとなり、住民の受益と負担の関係がより明確となるとともに、市町村合併の推進に伴い基礎自治体の役割が拡大しています。このように、地方自

治体の自主性、自立性を向上させ、団体自治の充実を図る動きが着実に進められています。一方、今後、地方分権の受け皿となる地方自治体において、団体自治と併せて住民自治の充実が求められます。

そのような環境下、我が国の税収は長期的に減少傾向にあり、平成15年度の租税総額は平成3年度の約20パーセント減となっています。また、これまで現役で働いて税金を納めてきた団塊の世代の大量退職をまもなく迎える現在以降、税収の伸び悩みは続くものと予想されます。

一方、税収減を補うため国及び地方の長期債務残高は急増しており、平成15年度には約700兆円と過去10年間で倍増しています。今後の人口減少社会を鑑みると、減少していく納税者に更に大きな債務を背負わせるという選択は回避しなければなりません。厳しい財政状況が続く一方、少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、従来は家庭等において対応されていた保育や介護などが公共サービスとして求められるようになり、質的にも量的にも公共サービスに対する需要が高まってきています。また、犯罪発生件数の増加や自然災害等の頻発などにより、安全・安心に生活できる日常生活空間を確保することや、地域社会を形成する住民間の信頼や連帯意識を取り戻そうという動きが広がるなど、コミュニティ意識の高まりが伺えます。こうした背景から考慮するに、住民の皆様とにかくタイムリーに的確な情報を提供するか、そして住民の皆様は何を求めているのか多くの意見を聴取し、相互に意思を発することが重要となってくると考えます。

町長は、8年前の就任以来タウンミーティング、町長談話室等で多くの住民の皆様の声の聴き町政に反映させてきました。先の提案理由説明においても、町民との対話の町政を基本姿勢とすると述べ、第3次志賀町集中改革プランの実績報告においても成果が示されましたが、より多くの意見を聴取するためにも、開催方法など、新たな仕掛けが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。町ホームページでは、ご意見番で意見聴取がされていますが、ICTを積極的に活用した相互発信型の意見聴取も更に拡充すべきではないのでしょうか。今後の詳細な計画をお聞かせください。

続いて、志賀原子力発電所についてお聞きいたします。

2011年3月に発生した東日本大震災と津波によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本の原子力政策を根本的に考え直す機会となり

ました。何よりも事故の被害者に寄り添い、二度と事故を起こさないとの決意のもと原子力発電への依存度をできる限り低減させていく、これが、2014年4月に発表されたエネルギー基本計画の柱であります。しかし一方で、エネルギー基本計画は、原子力発電を重要なベースロード電源として一定規模を維持するとしました。この結果、原子力政策の論点が、原発推進、対脱原発という二項対立が残ったままとなり、現実には目の前にある既存の原発の再稼働問題に原発政策の是非が問われがちで、議論が平行線をたどっています。しかし、本当に重要なのは長期的・国際的観点から原子力政策の根本的改革を考えることであると考えます。

2014年4月11日に、福島事故後初めてのエネルギー基本計画が発表されました。この中で、原子力に関する基本的政策が提示されました。原子力発電は、エネルギー需給構造の安定性に寄与するベースロード電源であること、原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより可能な限り低減させること、その方針の下で、我が国のエネルギー制約を考慮し、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極めることを柱としています。2030年代に原発ゼロを可能とするという政策は消え、新增設はしないという文章も消えました。その代わりに、ベースロード電源として確保していく規模を見極めるとの政策が入ったのです。さらに、既存の原発は安全を確認したものは再稼働させるとし、原則、40年寿命もそのまま継承していますが、このエネルギー基本計画の最大の限界は2030年という時間軸であると考えます。エネルギー政策にとって、15年という時間は極めて短期といっても過言ではありません。というのも、大型発電所の寿命は40年から60年であり、これから15年でエネルギーミックスを大幅に変革することは、非常に困難と思えるからであります。

そのような中、再稼働する原子力発電所も出始め、去る25日には福井県おおい町の町長が再稼働に同意、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機が安全審査に合格する等の動きが見られるようになってきましたが、志賀原子力発電所においては大きな動きはありません。

先日、報道がありましたが、北陸電力の第2四半期の中間配当が無配となりました。大型石炭火力2基の稼働に伴う燃料費増や、高稼働・高経年設備の修繕費

増を主たる原因としていますが、このまま原子力発電所の停止が長引けば、更なる業績悪化を招きかねません。北陸電力は雪解け水が豊富な時期に低コストの水力発電で稼ぐため、上期の方が利益が大きくなりやすい構造であることから、下期は更に収支が悪化する懸念があり、電気料金の値上げが頭をよぎります。

町長は、就任以来、自らセールスマンとして企業誘致に奔走され、これからの任期においても積極的に誘致に取り組むと明言されています。安価な電力供給が企業誘致の決め手となり、地元経済にも大きく寄与してきた志賀原子力発電所との共存関係は維持すべきであると考えます。破碎帯の結論が出るまで、問題が動き出すことは困難であることは承知しておりますが、いつまでも凍結している問題でもありません。これまで町長は再稼働に対しては明言を避けてきましたが、いずれ決断の時が来ます。町長のお考えをお聞かせください。

最後に、前川の氾濫対策についてお聞きいたします。

近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が注目されています。集中豪雨とは、梅雨前線の停滞や台風の接近などを原因として、同じ場所に数時間にわたって大量の雨を降らせるもので、総雨量が数百ミリに達することがあります。このような大雨は、しばしば河川の氾濫や土砂災害を引き起こします。

一方、局地的大雨は、夏場などに大気の状態が不安定となって積乱雲が発生し、短時間に局地的に激しい雨を降らせる現象のことで、数十ミリ程度の総雨量となります。こうした局地的大雨は、極めて局地的に雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨までの時間が短いため、ゲリラ的に大雨が降るという意味で、一般にゲリラ豪雨と呼ばれることがあります。現在の予測技術では降雨の場所や時刻、雨量を事前に正確に予測することは困難です。局地的大雨は、集中豪雨ほど降水の総量は多くありませんが、短時間のうちに数十ミリの大雨が局地的にもたらされるため、一気に押し寄せる大雨の雨量を処理できない中小河川や下水道の急な増水が被害をもたらします。

私の住む堀松校下の米町川においても過去何度も氾濫をおこし、大きな被害をもたらしてきました。しかしながら、大規模な河川改修の成果により近年は被害が発生しておりません。米町川河川改修期成同盟会に対しては、町長の大きなお力添えもあり、順調に工事も進捗しており、心からお礼申し上げますとともに河川改修の効果の大きさを痛感しております。

さて、今年6月の短時間集中豪雨で、宿女地区、福野地区において前川の氾濫が発生し、一部被害が出たと近隣住民よりお話がありました。この河川は過去にもたびたび同様の事象が発生しており、対策が必要と考えます。浚渫、あるいは護岸の嵩上げ等を県に強く要望すべきではないでしょうか。

同様の要望は町内のみならず県内各地にあるため、優先順位をつけ対策されていることは承知をしておりますが、強く根気よく要望しなければ、その順位さえもつきません。町長はいかがお考えか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

南議員のご質問にお答えをいたします。

まず、住民からの意見聴取についてであります。

先の提案理由説明の際にも申し上げましたが、私は町長就任以来町民の皆様との対話の町政を基本姿勢とし、タウンミーティングや町長談話室の開催をはじめ、各種団体の会合や懇談会などにも積極的に出席をし、幅広く皆様のご意見をお聞きしながら各種の施策に反映してきました。

議員ご指摘のタウンミーティングについては、今年度のように全町民を対象に16地区に出向いて実施をしたり、青年団や女性団体、老人クラブなどや、福祉・産業・教育関係の団体単位で開催をしたり、地区の実情を最も把握されている区長の皆様を対象に実施するなど、開催方法を工夫しながら実施をしてきたところであります。

私としては、毎回、各地区・各種団体の抱える課題からまちづくり全般にわたり、貴重なご意見・ご提言をお聞きすることができ、一定の成果が得られたものと考えております。しかしながら、開催方法については全町民を対象に全地区に出向いて開催すべきとの声もあれば、地区を回っても若い方や女性の参加が少なく出される意見・要望が同じ内容となっている状況も見受けられることから、今後はどのような開催方法がよいのか検討していきたいと考えております。

また、ICTを活用した相互受信型の意見聴取については、議員のご質問でも触れられておりましたが、町のホームページで町政への提案としてご意見・

ご提言・アイデアを募集するとともに、各課に対するお問い合わせフォームから直接メールでご質問やご意見など、意見聴取することができるようになっており、返信を希望する方には、町からメールにて回答しているところであります。このほか、計画策定時においては、ホームページでパブリックコメントを募集するなどして意見聴取しているところでもあり、当面は現状どおりホームページを活用した意見聴取を継続していきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

志賀原子力発電所は、現在、停止中ではありますが、発電所の立地に伴い、これまで地域の活性化や雇用の増大、地域経済への波及効果など、町の振興・発展に大きく寄与してきたものと考えております。町行政においても、電源立地に係る税や交付金等が安定した財政運営に大きな役割を果たしてきたところではありますが、町長に就任して以来、こうした財源には頼らない強固な財政基盤を確立するため、不断の行財政改革を推進しながら、企業誘致をはじめ、子育て支援や教育環境の整備、交流人口の拡大や移住定住の促進などに取り組んでまいりました。

先月25日から3期目に入りましたが、本定例会の提案理由で述べたとおり、能登ナンバーワンのまちづくりに向け、安定した雇用の確保と産業の活性化、定住人口の確保と交流人口の拡大など、総合計画に基づき、地域に活力を生む各種の行政施策を着実に実行していきたいと考えております。

議員ご質問の志賀原子力発電所については、現在、2号機の新規制基準への適合性審査の中で、再稼働の前提条件とされる敷地内断層の活動性についての審議が先行して行われています。町としては、その状況を注視しているところであり、現時点では、再稼働について議論すべき段階ではないと考えております。なお、北陸電力には、早急にこの新規制基準への適合性審査に合格するよう取り組んでいただきたいということも、この場にて申し述べさせていただきたいと思っております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、前川の氾濫対策についてのご質問は、担当課長から答弁させますので、よろしく願いをいたします。

**南政夫議長** 関田まち整備課長。

**関田勝行まち整備課長**：はい、議長。

南議員の前川の氾濫対策についてのご質問にお答えいたします。

本年7月1日の大雨により、2級河川の前川及び菱根川の氾濫により床下浸水や農作物への被害が発生し、町では、直ちに県土木事務所に冠水や被害の状況を報告するとともに、地元区からの要望書を提出し、早急な対応をお願いしております。また、6月下旬から7月にかけて開催したタウンミーティングにおいても地元区からの要望があり、再度、県に対し強く要望しております。これを受けて県では、前川をはじめとした住宅被害のあった2級河川において、順次、堆積土砂の除去や堤防の嵩上げ工事などを実施していくため、先般開催された県議会9月定例会で予算措置をしたということであります。

町としては、今後も引き続き、町内全域の2級河川における改修工事や堆積土砂の除去について、強く要望していきたいと考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 3番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

3番 稲岡健太郎です。

通告に従って、質問いたします。

自転車活用推進法についてお聞きいたします。

自転車専用道やシェアサイクル施設の整備などを国や自治体に求める自転車活用推進法が、本年5月1日に施行されました。これを受け、国土交通省は同日、道路局内に自転車活用推進本部事務局を設置し、制度上や財政上の必要な措置などを定める自転車活用推進計画の策定を進めています。

同法は、環境への負荷が小さく災害時に機動的に動ける特性がある自転車の活用を拡大するため、昨年12月に議員立法で制定されました。自動車への依存を減らすことで、渋滞緩和、これは都市部の話ですが、渋滞緩和や国民の健康増進等、公共の利益に資するとしており、自治体に対しても地域の実情に応じて推進計画を定めるよう努めることとしております。

基本方針の具体的な例として、先に挙げた自転車専用道やシェアサイクル施設のほか、自転車競技施設の整備、自転車と公共交通機関との連携、災害時の自転車の有効活用体制の整備、自転車を活用した国際交流や観光客の来訪、その他の

地域活性化の支援など14の施策を挙げています。

本町には、高浜から三明休憩所を經由し観光名所巖門までの、延長32.9キロの大規模自転車道である羽咋健民自転車道が南北に長く縦断しており、先月開催された第29回ツール・ド・のと400でもコースとして使用されております。また、2日前にはお隣の宝達志水町で宝達山ヒルクライム2017が開催されたばかりです。また、内灘町でも、6月に第35回内灘サイクルロードレース大会が開催されました。その他県内では、輪島市で、プロのロードレースである第10回輪島市長杯禅の里ロードレース in 輪島が次の土日に開催される予定です。また、加賀市でも同様のサイクリイベントが開催されており、多くのアマチュアライダー、プロライダーが参加しております。

サイクリイベントは、参加するライダーのみならず、レースの観覧者、大会運営等に携わるボランティア等の飲食や宿泊等の経済効果が期待されます。また、レースを開催する準備として、コースとなる道路の整備と併せ、里山里海の景観保全も必要となるでしょう。

北海道で開催された利尻島一周ふれあいサイクリングというイベントでは、約145万円のイベント開催事業費に対し、経済効果が3.8倍の、失礼、8.3倍の1,200万円となり、大きな成果をあげています。

本町にも巖門や高爪山、世界農業遺産に選定された里山里海、白砂青松の海岸線、豊富な山の幸、海の幸等、多くの観光資源があります。これらを活かしたサイクリイベントを企画、開催すべきだと考えます。また、競技施設を整備し、自転車に関する教育の普及や公共交通機関等との連携を図るなど、計画を策定し、自転車活用を推進していくべきだと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、公共建築物の木造化についてお聞きします。

2020年、東京オリンピック開催に向けて、現在、建設が進む新国立競技場は、木材が多用されており、ぬくもりを感じさせる和のデザインが随所に見られる建築物となっております。

平成22年10月に施行された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、戦後に造林された人工林が荒廃し、森林の持つ多面的機能が低下している現状を克服するために、木を使い、森を育て、林業を再生することをねらいとしています。本町での公共建築物における木材の利用の現状と今後のお考えをお

聞きします。

以上です。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

稲岡議員の自転車活用推進法についてのご質問にお答えをいたします。

自転車活用推進法は、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に、本年5月に施行され、国土交通省では、平成30年に自転車活用推進計画を策定する予定であるとのこととあります。本町でも、国、県の状況を勘案しながら対応したいと考えております。

さて、議員ご質問のサイクリングイベントにつきましては、昨年から石川県がいしかわ里山里海サイクリングルートを策定し、その活用策としてモバイルスタンプラリーを実施しており、本町では観光名所を主とした羽咋・巖門里山ルートが設定をされております。また、観光資源を活かした事業については、本町のみならず、広域的なルートの策定が必要不可欠であり、近隣市町と連携をし、石川県や能登半島広域観光協会などの事業として実施するよう要望していきたいと考えております。

続いて、自転車競技につきましては、近年の自転車ブームにより競技人口は増加傾向にあり、国内では約30万人と言われておりますが、ロードレースなどの競技会の開催につきましては、コース選定から地元の理解、宿泊施設や民間事業所との調整など多くの課題があります。このような中、昨年、石川県自転車競技連盟が本町での全日本ジュニアロードレース大会開催を日本自転車競技連盟へ申請しましたが、全国レベルの大会の経験がないとの理由から実現しませんでした。しかしながら、今後ともスポーツを通して交流人口拡大の選択肢として、連盟や関係機関と協議をしていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、公共建築物の木造化についてのご質問は担当課長から答弁させますので、よろしく願いをいたします。

**南政夫議長** 北農林水産課長。

**北富美夫農林水産課長** はい、議長。

稲岡議員の公共建築物の木造化についてのご質問にお答えいたします。

国では、木材の利用を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上を目指すため、平成22年10月に、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が施行されました。これを受け、本町においても町内の公共建築物の整備及び公共土木工事の施工等に際し、県産材をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、平成24年3月に志賀町内の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針を策定し、庁内各課に対し、所管施設の整備等の際には可能な限り木材の使用に配慮するよう周知をしております。

木材利用の現状については、この利用方針を定める以前から、志賀中学校やデイサービスセンターなどの新たな施設整備の際には、内装材や備え付け家具などで利用しており、方針策定後においても、志賀小学校の内装などでは県産材を使用しています。また、今年度、旧サイクリングターミナル跡地に建設を予定しているますほ住宅の単身者棟についても、木造平屋建てとしております。町としては、今後も利用方針に鑑み、公共施設の整備はもとより、施設の改修や備品などにもできるだけ木材を利用するよう努めていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 3番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

再質問いたします。

木材の利用に関しての再質問です。

木材の利用率、町としては以前から取り組んでいるということですが、冒頭の福田議員の質問にあったように、公共施設、今後老朽化が進んだものから順次、優先的なものから改修、更新していくということですが、そういった大規模な体育施設等にも最近では木材の技術が進んでおり、CLTという新しい、直交する集成材、より強度の高い集成材等も開発されておりますので、また、不燃木材等の開発も進んでおり、そういった体育施設の更新等にもぜひ利用していただきたいと思っております。

もう一つ、自転車の活用についてですが、町長、今3期目が始まったばかりでございますので、町長のご自宅から役場まで丁度いい距離だと思いますので、ぜひ町長も自転車で通勤されることをお勧めいたしまして再質問といたします。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 稲岡議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、自転車活用促進法についてのご質問でありますけれども、私に自宅から庁舎まで自転車で通勤してはということでありまして、私、自転車に乗るよりも歩いてきた方が健康に良いと考えておりますので、よろしく願いをいたします。なお、稲岡議員も先日、十数万円の自転車を購入したとお聞きをしております。稲岡議員におかれましては、自宅からここまでその十数万円の自転車で通勤してはどうでしょうか。

なお、またですね、公共建築物の木造化についての再質問でありますけれども、改修工事についても木材を利用できるものであれば、先ほど言いましたCLTですか、そういうものを使って利用をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

以上で、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

**南政夫議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第3 町長提出 報告第21号、議案第51号ないし第76号及び認定1号ないし第12号並びに請願第5号ないし第6号（委員会付託）

**南政夫議長** 次に、町長提出 報告第21号、議案第51号ないし第76号及び認定第1号ないし第12号並びに請願第5号ないし第6号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

（ 休 会 ）

**南政夫議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明4日から15日までの12日間は、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、明4日から15日までの12日間は、休会することに決しました。

次回は、10月16日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時45分 散会）

